

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り、その翌日の日)

## 告 示

### 鳥取県告示第四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
池田整形外科医	倉吉市宮川町一七六	昭和五十五年十二月二十六日

### 鳥取県告示第四十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定

保険医療機関等の指定

保険医等の登録

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

結核予防法による医療機関の指定

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙に係る候補者の氏名等

◇ 公 告 消防設備士講習の実施

◇ 雑 報 一時保護を加えた児童の所持していたもの

名称	所在地	指定年月日
土井医院	東伯郡東郷町松崎六七六一四	昭和五十六年一月十二日
鈴木齒科医院	米子市加茂町一丁目二二	昭和五十六年一月六日
新納齒科医院	米子市角盤町四丁目一六一	"
家森薬局	東伯郡赤碕町赤碕二〇一六	昭和五十六年一月五日
境港調剤薬局	境港市東本町三〇一三	"

鳥取県告示第四十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
乾 恭子	鳥薬第四四四号	昭和五十五年十二月十二日
屋比久 清松	鳥医第二、五七二号	昭和五十五年十二月十六日

鳥取県告示第四十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
池田整形外科医院	倉吉市宮川町一七六	昭和五十五年十二月二十二日
境港調剤薬局	境港市東本町三〇一三	昭和五十六年一月五日

鳥取県告示第四十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
池田整形外科医院	倉吉市宮川町一七六	全 国	昭和五十五年十二月二十二日
境港調剤薬局	境港市東本町三〇一三	〃	昭和五十六年一月五日

鳥取県告示第五十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
貞 岡 真 美	鳥国薬第四四三号	昭和五十五年十二月八日
乾 恭 子	鳥国薬第四四四号	昭和五十五年十二月十二日
屋比久 清松	鳥国医第二、五七二号	昭和五十五年十二月十六日
林 原 博	鳥国医第二、五七三号	昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県告示第五十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十六年一月十四日	池田整形外科医院	倉吉市宮川町一七六

鳥取県告示第五十二号

土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第二十四条第二項の規定に基づき、昭和五十六年二月一日執行する鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙に係る候補者の届出があつたので、同条第五項の規定により、次のとおり公告する。

昭和五十六年一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 宅地所有者のうちから選挙される委員の候補者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地  
山根 英夫 鳥取市栄町六一七

株式会社加藤紙店 鳥取市栄町六〇〇一七  
 吉谷勝太郎 鳥取市湖山町南三丁目三二一  
 株式会社鳥取大丸 鳥取市今町二丁目一五二  
 中谷 五郎 鳥取市栄町七一六  
 守山 正 鳥取市西品治九五三  
 浦島 亨暢 鳥取市南吉方二丁目七四  
 二 借地権者のうちから選挙される委員の候補者の氏名及び住所  
 森田 健吉 鳥取市栄町七一九

公 出

消防法 (昭和28年法律第186号) 第117条の8の2に規定する消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次の要領により実施する。

昭和56年 1月20日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 講習実施区分

講習の区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
第一種	第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第二種	第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士

第三種	第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士
第四種	第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第五種	第六類の乙種消防設備士

2 講習の日時及び講習科目

(1)

月 日	時 間	講習の区分	講 習 科 目
昭和56年 2月23日 (月)	9時30分から 12時30分まで	第一種	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項 消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
	13時から17時まで		
昭和56年 2月24日 (火)	9時30分から 12時30分まで	第三種	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項 消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
	13時から17時まで		
昭和56年 2月26日 (木)	9時から13時まで	第二種	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項 消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
	12時30分まで		
昭和56年 2月27日 (金)	9時から13時まで	第四種	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項 消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
	13時から17時まで		

(2) (1)の講習終了後、講習の区分ごと、筆記による効果測定を行う。

3 講習場所

倉吉市山根 鳥取県福祉文化会館

4 受講申請手続

(1) 受講申請書の受付期間

昭和56年1月21日から同月31日まで(郵送の場合は、昭和56年1月31日までの消印のあるものは、有効とする。)

(2) 受講申請書の提出先

鳥取市田園町三丁目124番地 社団法人鳥取県消防設備保守協会

(3) 提出書類

ア 受講申請書 二種類以上受講しようとする者は、講習の区分ごとに提出すること。

イ 写真(受講申請書提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル横3センチメートル正面上半身像のもの)

(4) 受講手数料 3,000円(鳥取県収入証紙により納付すること。)

5 その他

(1) 受講当日には、受講票及び消防設備士免状を持参すること。

(2) その他不明の点は、鳥取県総務部消防防災課(電話0857-26-7063)又は社団法人鳥取県消防設備保守協会(電話0857-26-5165)に問い合わせること。

雑 報

次に掲げる金品は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の規定により一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金品につ

いて返還請求権を有する者は、昭和56年1月20日から6箇月以内に申し出てください。

昭和56年1月20日

鳥取県倉吉児童相談所長

金品の名称	種類	数量	金額	児童が金品を所持するに至つた経緯
現金	1,000円札	3	計 3,160円	昭和55年8月17日東伯郡三朝町大字三朝地内の旅館において窃取した現金のうち物品の購入等に消費した残金
	100円硬貨	1		
	50円硬貨	1		
	10円硬貨	1		